

第 4 節 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定告示

概 況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律の定めるところにより、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲(いわゆる非組合員の範囲)を認定し、告示することとされている。

平成26年度に認定告示されたものは、次の 2 件である。

認定告示一覧

企業名	申出者	告示年月日	労組法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲
高知市 上下水道局	高知市 上下水道局	26. 6. 27	統括技監、次長、課長、検査技監、副参事、課長補佐、所長、場長、総務担当係長、財務担当係長及び企画調整担当係長
高知県 公営企業局	高知県 公営企業局	26. 8. 8	本局の医監、次長、課長、企画監、副参事、課長補佐及び専門企画員 本局の人事、服務及び給与担当のチーフ、主任、主幹、主査及び主事 事業所の所長及び次長 病院の院長、副院長、経営事業部長、経営事業部次長、診療部長、主任部長、看護部長及び副看護部長